

質疑応答

「司会」有川先生、岩壁先生の二つのご講演を議題としまして、質疑応答の時間を三〇分程度持ちたいと思つております。これから司会は文書館設立準備室長の小池聖一先生です。よろしくお願ひします。

「小池」司会を受けました文書館設立準備室の小池と申します。今日は本当に、たくさんの方にお集まりいただきまして、ありがとうございます。ございました。私どもの組織は、来年平成一六（二〇〇四）年四月から、一番初めに牟田学長からお話をいただきましたように、文書館として設立いたします。文書館の組織に関しましては、このプレ・シンポジウムのプログラムの最後に概念図として図示してございます。このような概念図に基づき、実体化させていく作業を現在行っている所でございます。

今日はその意味で、二つ講演をいただきまして、有川先生からは、「大學改革と文書館」というお話をいただきました。九州大学、京都大学、あるいは東京大学、東北大学、名古屋大学等、いろいろな国立大学でも、また多くの私立大学でも、現在大学の文書館組織、非常に多くできております。この中で九州大学の試みをお伺いできただることは、私どもいたしましても非常に志を同じうするものとしてですね、意を強くしたところでございます。また、その意味ですね、特に私は、『広島大学五十年史』とは規模も内容も、そして編纂の時間もですね、全く違いますが、いろいろ勉強させていただきました。さらに、理論武装が必要だというような情報公開法に関するお話もいただきました。実は、私どもの広島大学文書館は、情報公開法第二条第二項機関という形で設置いたしました。しかし第二条第一項にはですね、明

務局の内部に設置される大学史料室を、私どもとしては公文書室という形で実現するわけであります。その意味で、まあ組織的に非常に似ているところがあるんだなあということで、非常に勉強させていただきました。

次に講演の一については、その前に岩壁先生および有川先生には、遠いところから来ていただきました。本当にありがとうございました。岩壁先生は「明治天皇紀編纂と史料公開・保存」についてお話をいただきました。『明治天皇紀』に関するお話につきましては、大学史資料室、私どもとしては、学内外の個人・団体等々との結びつきを強めることによつて、大学史資料室という形で実現させたいと考えております。

また、有川先生のお話にありましたような「九州大学の歴史」。実は私ども広島大学でも「広島大学の歴史」という授業を三年間やつております。今日、帰りがけに学長がですね、これは全学的な必修科目にしなければならないという、強いお言葉をいただき、我が意を得たりといふうに思つております。今日、有川先生のお話を、学長にも聞いていただき、本当に良かつたなと心の底から思つております。

岩壁先生には、『明治天皇紀』のお話をいただいた訳ですが、これは『広島大学五十年史』とは規模も内容も、そして編纂の時間もですね、全く違いますが、いろいろ勉強させていただきました。さらに、理論武装が必要だというような情報公開法に関するお話もいただきました。実は、私どもの広島大学文書館は、情報公開法第二条第二項機関という形で設置いたしました。しかし第二条第一項にはですね、明

確な設置規定がございませんものですから、そのようななかでいかに大学のいわゆる独法化、国立大学法人化するなかで事務局の行政組織といかにマッチングしていくか、という問題も今後重要なポイントだと考えております。

まずその点でですね、いろんな点で勉強させていただいたわけですが、有川先生の今日のご報告のなかでですね、最後の方、時間の関係で省略された箇所、いわゆる電子文書化という問題について質問させていただきたく存じます。現在、行政文書の電子文書化が進むことによりまして、文書の全面保存が可能なんですね。反面、削除も容易になつていて、という時代でございます。このような電子文書化という問題について、特に有川先生は情報科学のご専門でもあるわけですので、この電子文書化についてどのようにお考えをお持ちなのか、まず有川先生からお聞きしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

〔有川〕二つのフェーズがあると思います。一つは、これは大学文書館等が扱う史資料はほとんどそういうだと思いますが、印刷媒体でしか残っていないものです。もう一つは、一〇年前からそうなつてていると思いますが、大学から出される文書も、ワープロで作られていて、そしてそれが伝統的なやり方で印刷されて残されているものです。さうに古くなりますと、手書きであつたり、それも墨で書かれたものであつたりで、様々です。そうした古いものをどう扱うかという問題が一つあります。

それに關して、一つには既に多くのところで行われていると思いま

すが、イメージとしてコンピュータに取り込む方法があります。その際に、少しだけ人手をかけて索引付けをしておきますと、検索ができるようになります。しかし、収集、選択、廃棄といったプロセスを経て吟味して蓄積されてきた史資料であるにしても、実際には内容にまで立ち入つて、それが何年も経った新しい時代にどのように活用されるかということまで想定して索引付けをすることは非常に難しいことで、実際そのようなことはなされていないと思います。これは史資料として大事そだから残しておこう、といふことで残されているのではないでしようか。そのようにして残され、索引付けがなされたものと、先ほどいいましたように利用価値はあるのですが、大きな問題がでてきます。ある特定のキーワードでもつて探すわけですから、しつかりした見識でもつて付与されたキーワードであつたとしても、時を経て別の人気が別の関心と見識で想起するキーワードの間のマッチングがとれないという問題が必然的に起ころうわけです。こうした問題に寄与できそうな技術として、先ほどちょっと触れました北海道大学の田中教授のトランスメディアという技術があります。これはあらかじめキーワードを付す必要はなく、文字列(文字のかたまり)をある意味でぼかして抽象化して、それにマッチする文書中の文字のかたまりを探す方法です。

それからもう一つ。ちゃんとデジタル化されている文書ですと便利な手法があります。いろいろな技術があるのでですが、これも先ほど講演の中でちょっと触れましたように、私どもが開発して某社が商品化している手法があります。これはテキストを対象にしたデータベース

管理システムですが、システム維持管理が非常に簡単で、途中で余計なインバーテッドファイル等のファイルを生成せず、しかも、様々な検索要求に対応できるようになっています。収集時には想定されてなかつたようなキーワードにも対応できるといったものです。このような仕掛けといいますか、道具も作つておく必要があるといいたかつたわけです。このようなデジタル化は、同時に史料室のスペースを縮小するという効果もあります。

質問に対する答えになつていなかも知れませんが、デジタル化の仕方からその活用の仕方に至るまで、様々な場面で情報科学技術の側から大学文書館等へ寄与できる点があるのでないかと思います。

〔小池〕どうもありがとうございました。次に私の方からは、岩壁先生にお話を伺いしたいと思っております。一つは、私も前職が外務省の外交史料館におりました関係上、その立場は事務官でございました。岩壁先生も編修調査官というようなお立場と、組織図がございましたけれども、いわゆる一般事務職と、それからいわゆる研究職というような形に別れたなかで、編修課を構成されているとおっしゃられています。「苦労」というものがおありになると思います。特に情報公開ということに関してはご苦労されていると思いますが、その際にやはり、私ども考えておりますのは組織委員会などでも問題になりまし

たが、今後、いわゆる有り得べき館員といいますか、どういうような職制、あるいは立場であるべきなのかということですね、まああの岩壁さんのご経験からお話をいただければと思つております。基本的

には一つはそのアーキビスト制度というのもございますし、また現在、国立公文書館では記録管理官という行政職的な立場に立つ場合もございます。また広島大学の場合には、基本的にいわゆる教官職をもつてですね、充てるということが決まっております。今後、教員と事務職の中間のような形になつていくとは思いますが、今岩壁先生のご経験的に教えていただければと思います。お願ひします。

〔岩壁〕経験的にという注が付いていますので、経験的にお話しします。最初に書陵部の研究職が内閣府事務官であることについてですが、これははどうしてこのようになつてているのかは簡単です。宮内庁は、文部科学省と違いますので教官というような職名はありません。かつて研究職を設置するときに、事務官とするか技官とするかの選択があつたそうですが、この時に待遇面で良好な事務官を選択したと聞いております。内閣府事務官の研究職といつても別に一般事務を取り扱うわけではありませんし、研究職は配置転換もありません。書陵部の研究職として就任したあとは、通常は退官までそのままです。そもそも官庁でいう「事務」とは、いわゆる庶務的なものに限定されている概念ではなく、いわば仕事をするという意味と聞いたことがあります。その事務官の説明ですと大学教官は研究と教授することが教官の事務だということだそうです。

編修課は全員が研究職員です。これに対して図書課では仕事の内容的には研究職であることが望ましいが、実際には一般事務職の方が仕事をされているケースがあります。書陵部では典型的なのが公文書

係です。一般事務職といいましても、興味を持つて務めれば宮内省・府・庁の文書管理方法を熟知し、文書の保存についての知識はもとより、その残存状態、変遷、そして内容についてまでも熟知されている方がいます。その意味では「職人的な技能者」であるわけです。しかし、こうした方も通常三年程度のサイクルで職場を移り、突然宮内庁病院などに移ることがあります。こうした職場の変更は、昇任や昇格と密接に結びついていますので、移らざるを得ない。つまり人事管理上からやむを得ない措置だと、説明を受けたことがあります。しかしながら、先ほども述べましたように文書の整理や保管、公開などの一連の作業は基本的に向き不向きがあります。それは大学院を修了したからといって誰でも出来ることではありません。史料や文書が好きという方をその機関で教育し、技能訓練や調査研究の方法などを習得させ、しかも職場を移動することなく昇任昇格を保証する体制を作ることが文書館や資料館の専門家育成には重要なことではないかと思います。

その文書館や資料館に即した専門家を作り上げるということです。それからもう一つには、これは私が拘っていることですけれども、アーキビストを育成していく時に、歴史をやっているからアーキビストになれるという、そういう考え方をやめた方がいいと思っています。歴史家というのは、興味のあることはものすごく興味があるのですけれども、興味のないことは全く見向きもしない。例えば自由民権の研究にご興味のある方はせつせと自由民権の研究を行い、史料発掘をするのですが、そのほかの、例えば外交史などには全く興味を示さないといったことはよくあります。非常に波があります。しかしアーキビ

ストはこれでは困ります。だから歴史をやる人とアーキビストというものはイコールである必要は全くないと考えています。これはあくまでも経験的な発言です。

〔小池〕ありがとうございます。それではあの、フロアの方から、どなたでも結構です。今日の報告、講演をしていただきました有川先生、岩壁先生にご質問等ございませんでしょうか。申し訳ありませんが、お名前を、あるいはご所属の方をお願いします。

〔白石烈（広島大学大学院文学研究科院生）〕 広島大学文学研究科の白石といいます。有川先生の大学教育とあと図書館の職員の質の向上と、そういった周辺の組織や団体の質の充実、それが相互作用で大学の発展につながるというお話だったと思います。非常に大事な点だと思ふんですけども、その上で大学教育というのは分かるんですが、例えば図書館の職員の質向上、そういう問題を考えるときに、いろいろ問題が恐らくあると思うんですけども、具体的にどういった方法、そういうた環境整備っていうのが、図書館職員の質の向上等に考えられているのか、もし現実的に何か具体的なものがあるようでしたら、教えていただきたいと思います。

〔有川〕 岩壁先生のお話とも関係があるのでですが、実はつい先日私の大学の文書館に関する設置準備委員会でいたしましたお話を似たようなところがあり、意を強くしているところでございます。やはり国立

大学図書館の場合には、会場にこここの附属図書館の事務部長さんいらっしゃいますが、幹部職員になるためには、様々な大学を二、三年間ごとに回らなければならぬようになつています。そうしますと、たまには例外的な人はいらつしやいますけれども、多くの場合、大学図書館の幹部職員は、自分の図書館の蔵書体系や貴重書のような図書館の最も基本的なことに明るくない人で占められているという、悲惨な状況にあると思います。図書館の所蔵する図書資料に明るいのは掛員や非常勤の職員であつたりするわけです。こういつた状況を何とかしないといけない。私どもの大学でごく最近、ここにおいての宮崎克則先生によつて、かなり重要なものが無造作に一般の書架に放置されていると指摘されました。これは、現行の大学図書館システムの弱点が露呈したものだ思つています。

このような問題に対する改善策がないかといいますと、そうではないのです。私はこういう風に思つています。図書館の組織の中に、先ほど専門司書、あるいはサブジエクトライブラリアンという言い方をしましたが、それぞれの図書館職員にある程度広いサブジエクトを持つていただき、自分の担当のサブジエクトにかなり精通していただくようにすればいいのです。そうしまして、現在の図書館の言葉で言いますと図書館専門員というのがいくつかの大学にはありますが、それを図書館職員の最高のポストにして、その人たちが課長になつたり部長になつたり、場合によつては館長になつたりする。もちろんサブジエクトライブラリアンが構成するような課とか掛を用意する。例えば、文学関係で掛を一つ、という具合に。それはサブジエクトライブ

ラリアンたちの集団としての掛です。それから経済、法学にもそういうのがあつて、それを束ねる文系サブジエクトライブラリアンの課を構成する。このようにすると、図書のコンテンツ、資料に精通した状況でキヤリアパスもできると思うのです。要するに、方々動き回つていかないと昇進できないというようなことだと、図書館資料については、かなり引いた所からしか分からぬ状態で図書館を仕切らなきやならないということになる。その方がいい、都合がいい場合もあるし、よくものが見える場合もありますが、やっぱり結果的には図書館を弱体化させることになつてているのではないかと思つています。

「小池」ありがとうございます。他にどなたか、また今の話に関連した形でも結構ですので。

「渡邊一雄（広島大学総合科学部）」有川先生の大学の歴史的資料を教育へ活用するというお話、私も同感だし大変感銘いたしました。私は理系の実験系の人間なんです。実はその大学の歴史的資料というのは必ずしもその文書に限らずね、例えば実験器具とかね、そういうしたもの、あるいはコンピュータでも手回し計算機とか、そういうものは実は教育的には非常に価値が高いと思うんですね。ところが今、その教授が変わると、もう捨てる。あるいは大講座制になると、どんどん散逸していると思うんです。で、文書館というのとちょっとニュアンスが違いますが、大学におけるこのような資料の保存、そういうことをついて、九大の場合には博物館がございますね。これとの線引

きをどうされるかとか、あるいはそのそういう保存に関して、例えば副学長がこういう形をとることで、非常に強い権限をもつてそういうものの保存をね、各講座に指導するとか、あるいはそのためのスペースの保証をするとか、いろんな問題が出ると思うんです。そういうことについて、何かご経験がございましたらお願ひします。

「有川」ご理解いただきましてありがとうございます。私どもの大學では総合研究博物館というのがございます。私どもの博物館は制度上できており、多くの資料を有し、ここにも専任の先生一人が見えていますが、ある程度の規模の教官組織を持つています。しかし、大学移転を控えていることもあり、展示や保存のためのスペースが殆ど確保されていません。必要なスペースは一二、〇〇〇平米位なのですが、実際に確保されている面積は三七五平米といった、悲惨な状況にあります。このような状況ですので、今先生がおっしゃいましたように、講座の教授が変わるとたびに、というのはまだいほうとして、教授が変わらなくとも、新しい備品を買うためには、古いものを捨てなきや置く場所がないという、といった状況にもあります。本当は、二代ぐらい保存していますと、すぐ少なくとも教育上の価値は出てくるのですが。廃棄せずに保存して、時系列的に陳列して見せますと、例えれば、コンピュータですと、真空管時代からずっと並べてみせるだけですごい説得力があるのですが、そういうことさえ難しい状況になっています。同様に、今日のテーマである文書に関しても、研究資料や研究に使つてきた資料等を、今述べました博物館の場合と同様に整理

保存し、展示することが重要だと思います。私どもは、新キャンパスにおいて、その問題が解決できるのではないかと期待しています。しかし、難問をかかえています。博物館のスペース・建物を通常の国費で早期に作つていただくことが難しい状況にあります。そこで、各方面に支援・協力を願いして、いわゆる新しい整備手法使つての早期実現に向け努力をしているところです。

今日は冒頭で文書館と博物館と図書館という二つを並べて話そう思つていきました。その二つを、場合によつては美術館も入れるべきかと思いますが、どのように大学の中で位置づけるかということが非常に大事だと思います。その中で、図書館がちゃんととしているのは、「ご存知の方も多いと思いますが、国立学校設置法に「国立大学に、附属図書館を置く」ということがはつきり書いてあることによるところが大きいと思います。学部等がないと大学は成立しないのは当然ですが、特定の学部がないと成立しないわけではありません。図書館に関しては必須の条件になつていて、全ての大学に設置され、整備されてきたのです。これと同様に、こうした高いレベルの法律に、博物館や文書館といったものが位置づけてあつたら、状況は違つていただけよう。ただ文書館に関しては、アメリカなどでも多くは、図書館との関係で位置づけられており、また、日本の大学のスタート時点では歴史がまだ浅いわけで、文書館に関する認識はそれほど高くはなかつたでしようから、それは仕方なかつたのかなとも思います。しかし、少なくとも博物館に関しましては同じような扱いがなされてよかつたのではないでしようか。そうなつていたら、今日、文書

館も含めて大きな違いが出てきていたのではないでしようか。

【小池】ありがとうございました。

【渡邊】名乗るのを忘れました。総合科学部の渡邊です。

【小池】どうもありがとうございます。フロアからまだ、時間もござりますので、どなたかご質問いただけないでしょうか。遠路はるばる来ていただいた方もたくさんいらっしゃいますので、ぜひ。

【立花卓】立花と申しますが、私も千田町のキヤンバスでチラシを見たんで、ポスターですか、ポスターを見たんで、まあ物好きでやつてきたんですけどもね。甚だ基本的な疑問で申し訳ないんで、どなたでも結構なんですが、私はですね、その見出しを見て、大学、編纂、その次、私は文書館（もんじょかん）だと思つたんですよ。読み癖は文書館（もんじょかん）ですからね。それで、今日来ると文書館（もんじょかん）じゃなくて、皆さんあの文書館（ぶんしょかん）とおつしやつてる。文書（もんじょ）でなくて、なぜかわざわざ文書（ぶんしょ）にしたのか、その訳があるんだつたら教えていただきたいということ。

それからもう一つこの資料をですね、配付資料の最後の所に概念図が書いてあって、「文書の廃棄」というのがある。その誰が普通の文書を置いて、これは廃棄するというのを誰が決めるんでしょうか。そ

の判断の基準はどうなつてゐるのかなど。私の個人的な希望をいえば、できるだけ止めといてほしいんですね。例えば京都大学とか東京大学あたりはなるべく捨てない方針だということを聞いてるんですね。僕は広島大学はさつさと捨てちゃつて、卑近な例を申しますとね、こゝへ移転するときに大分捨ててあるんですよ。いろいろからといって。誰がいるないと判断したんか知りませんけど。例えば申しますと、むかし原爆の関係で関係者の原稿を集めて、『生死の火』という本を作つたんです。それで私それをもらつて読んでたんですが、人が貸してくれつていうんで、貸したんです。そしたら返つてこないんだ。借りた奴がどつかいつちやつて分からぬんで、行方不明なもんですから、しかたねえや広大に頼みましてね、あれ残つてないのつていつたら「いや全部捨てました」なんて、移転するときに邪魔になつたから捨てたんだという。図書館ぐらいには置いてあるんでしょうが、その後はないんですね、新規に手に入らない。あれを一冊再生するとなるとえらい金がかかるんですけどね。ああいう捨てる基準を誰が作ったのかいなと思うんです。まあ愚問ですけどそれちょっと。

【小池】それでは、私の方から。基本的に広島大学文書館は、対象とする文書は広島大学の包括校を含めまして、広島大学が常時執務で用いている行政文書を扱います。また、近代・現代のいわゆる日記や書簡などに代表される私文書（しぶんしょ）を扱います。そのためにはわゆる古記録に代表されるような文書（もんじょ）ではなく、文書（ぶんしょ）、近代行政文書を中心として扱うということで文書館（ぶん

しょかん) というふうになつております。横文字でいいますとアーカイブ、あるいはアーカイブズという形になります。現在、その横文字をたくさん使うのはいけないので、国では記録保存館という形の名前にするような方向性もありますが、私どもとしては文書(ぶんしょ)館というふうに命名をし、来年オープンをする予定でございます。これが一つであります。

それから行政文書の廃棄ということなんですが、実はその統合移転の過程で多くの文書が廃棄されたことは事実です。その結果、現在行っている『広島大学五十年史』も、なかなかというか大変苦労して編纂をしております。その際、いわゆる文書には保存期限というのがございまして、行政文書も一年、三年、五年、一〇年、そして三〇年という保存期限があります。それは、保存期限内にはある程度価値があるわけですが、保存期限を過ぎてしまふと、まああまり価値がないものというのも出でてきます。もちろんそれをすべて残すことが、実は私としても全部残したいと思つておりますけれども、いわゆる保存のスペース、まあ文書館のスペースなどを考えますと、すべて残すことができません。このなかから、いわゆる歴史的な価値のあるものを抽出して、そしてそれを残していくことが重要な問題となつてきます。まあ基本的に文書の廃棄の重要なポイントというのは、いわゆる歴史的な価値があるか。まず行政的な行政事務に全く必要とし、そして使われたという価値、これは一次的価値です。二次的価値というのは、いわゆるその後に歴史的価値、あるいは将来的にわたつて歴史的な文書として存在する価値があるという、この二点からですね、い

〔立花〕 よろしくお願いします。

〔小池〕 はい、ありがとうございます。ほかに、どなたかご質問ござ

わゆる文書というのを残していき、それ以外のものは廃棄していくと。まあ現状でいいますと、例えば広島大学にも中間書庫みたいなものがございまして、そこは二百平米ほどあるのですが、そこにある行政文書中、残るものはだいたい一割弱です。大体のものは、コンピュータの安定性が低いですから、原本性を維持するために学生の学費の納入費についてプリントアウトしたものです。これらのものは、いわゆるその方が卒業されたりね、退学されたり、あるいは中退されたり、いろんな形の中で大学を去つていかれる方の中で、大学でお金を払つたという事が最終的に確認できた段階でもういらなくなつてくる書類ですから、廃棄していくことになります。しかし、一方で、大学が例えれば現在のように国立大学法人化していく過程のなかでは、国立大学法人化したということは非常に重要なことですから、それは残していくというようなことですね。将来には、現実的な執務上の価値、そして後の歴史的な価値も考えながら、残すものと残さないものを判断いたします。この廃棄に関しましては、事務局との間に廃棄規程を設けて、事務局が廃棄するという文書があれば、広島大学文書館を通してください。その上で、本当にいるからといっていうのをちよつと考え方をさせてください、その上で捨てますよというような廃棄規程を作る予定でございます。よろしいでしょうか。

いませんでしようか。

「森邊成一（広島大学法学部）」法学部の森邊と申します。有川先生にお尋ねしたいんですけども、来年から法人化になりますて、大学の意思決定システムというのが大幅に変わると思います。で、そのながで、現在の広島大学などの委員会とかかかるべき機関の文書といいますと、まあその当日会議で出されるアジェンダがあつて、で、議事録というのとまあ議事要録みたいなものはありますけど、ほとんどそのどういう議論がなされたかというのが分からないような形で、最終的にはまあ「議題一のとおり決定した」というような決定事項があると。で、つまりプロセスが分からぬ文書になつていてるわけですね。だから、そういう意味で、意思決定の過程が分かるような文書をどれほど残すかということが、重要な課題だと思います。もちろん速記録というような膨大なものをつくるか、あるいは少なくとも何が論点となり争点になつたかっていうのが分かるような形で、まあ議事要録のようなものを作るか、まあ現在行われているような何も分からぬような、しかし決まつたことは分かるという、その決定だけが分かるようなものを作るか、というようにどういう密度の文書を作るかといふその文書作成のルールというようなものを、やはり新しい意思決定過程、新しいシステムに対応するような新しい文書作成のルール、そしてそのそれをどうファイリングしていくかというファイリングのルール、そして最後に岩壁先生がおっしゃつたみたいに、それをどう公開していくかという公開のルール、この二点をやっぱり新しく考え

ていかないと、後世五〇年先に、まあ決定事項は分かるけれども、その当時的人はいつたい何を考えてこういう決定したのか全然わからぬいというようなことになるかと思います。あの実際に国立公文書館等で、各省庁が国立公文書館に移管した文書を私はひつくり返して見ますけれども、その手の文書が甚だ多くございます。そういう意味でそこの轍を踏まずにですね、新しい大学が文書館にふさわしい文書を残すというようなことで、何かお考えがあればお伺いしたいと思います。

「有川」非常に大事なことをご指摘いただいたと思つています。今日の私は、「記憶を保存する」という大学史料室の新しい視点からの仕事について触れさせていただきましたが、ただいまのご指摘に關係したことでも意識しながら、お話をさせていただきました。大学文書館や大学史料室等でのこれまでの経験から、史資料としてどのようなものが残されていて欲しいかというようなことは、ある程度わかつているのではないかと思います。それを整理して顕在化させ、史資料の残し方に影響を与えていくことが大事ではないかと思つております。九州大学では、法人化までは今まま紙ベースでいくのですが、例えば配付資料となるべく少なくして、会議室にパソコンを持ち込みそれぞれ自分のパソコンで資料をみながら会議を進めるようにしたらどうか、というようなことが時折話題になつてます。そのようになりますと、しっかりと資料が自動的に、電子的に整理され、残つてゆくことになります。

それから、現在のところ議事録では、よく「議題一について、別紙

のとおりの資料に基づいて審議した」というような感じになつていて、何も具体的なことは分からぬことが多いのですが、実は大事な会議の場合、必ず進行メモというのを用意していますね。それをつなぎ合わせていきますと、何がどのように議論されたかということがはつきり分かる仕組みになつています。想定した進行から大きく外れた方向に進んだ場合には問題かと思いますが、こうした進行メモを収集保存して活用してみたらどうでしょうか。

文書館の史資料としてのことを意識してのことではありませんが、私は、図書館長としてはいろいろ工夫をしています。図書館商議委員会という、附属図書館で一番大事な委員会がありますが、そこではこういうことをやっています。事務部と共同で進行メモを作り、会議は基本的にそれについたがつて進めていますが、それを実際の議事進行に基づいてエディットして、また配布資料も位置づけて、今日何がどのように議論され、どのような結論や宿題がだされたかについてもまとめて、会議の翌日には、委員の各先生方にメールでお届けするようにしています。これは、先生方がそれぞれの部局において商議委員会の報告をなさるときに、内容が結構な分量ですのでお困りだろうと思いつ始めたのです。審議の経過がしつかり見て取れるようになつています。これを記録の保存という観点でみますと、一步踏み出したことになつていると想います。

今ヒントを頂きましたので、その辺を制度として考えてみたいと思います。「質問に関連したこととしまして、九州大学で既に実行していることなど二点について紹介させていただきました。

【岩壁】私は近代史が専門ですので、その視点から申し上げます。近

代、なかなか戦前期の公式会議で議事録がないということは、経験上から見てほとんどありません。議事録がないのではなくて、議事録を公文書として位置づけていないから出さないだけです。なぜ、そのように言えるかといえば、会議には記録担当がいて会議の結論をまとめておく必要があるからです。決済をとる必要や、つぎの会議資料を作る必要からなど理由はいくつもあるでしょうが、要是会議を円滑に進めるという仕事に対する責任からです。議事録がなければ、参加者からの質問に回答することも出来ませんし、次の仕事を絞り込んでいませんから、かたちはいろいろでも議事録的なものは必ず残します。しかしこうした会議録は通常担当者メモとして残されるケースが少なくありません。こうした場合、会議録は担当者の引き継ぎ事務メモとなり代々受け継がれてきます。こうしたメモを公的に残すには、会議録作成を成文化して議事の内容をどの程度まで残すかを明確に規定することだと思います。事務官は、責任を全うするためにせつせと議事録を残し会議の責任者に提出すると思います。これは戦前期の例をみてそう思います。そのかわり出来上がった議事録の内容について、責任を記録者に帰さないシステムを作ることだと思います。

【小池】ありがとうございます。私どもの文書館ではですね、やはり

そのことを一番強く考えております。特に大学組織の場合には、事務局が基本的に原案を作つて、各種委員会等で議論をし、決定していくます。その際、実は、原案作成過程の資料もですね、実はあまりうま

く残つていない。それからまた審議、いわゆるこう各種審議会、まあ国会でいう審議会に相当するような各種委員会の議事録も、そういう点では残りがあまり良くないわけです。しかし、例えば課長の手許文書という形でですね、きれいに残つておるわけですね。それを今後、それは即時公開の対象でなくともいいのです。三〇年期限後にも公開ができるようなシステム。具体的には、本簿冊の方に移していただいて、残していくということ、まあ政策過程を全体として把握するということが重要だと考えております。で、このことは、行政、事務官の方々にとつても、執務の継承性の点では非常に重要で、なおかつ誇り高き資料だというふうにも考えております。その点を考えまして、私ども、今これは私の個人的な私見なのですが、このような形で記録を残していくためには、やはり現実の、今のある資料を作っていく立場の方からも入つてくことが必要だと考えております。これを私としては、記録管理官というシステムとして、今の執務にも参考になるし、そして今後のいわゆる文書を残していくという作業にも重要な役割を担つていくものとして考えていきたいというふうに、今構想を練つている段階です。ぜひまあ、ここにも事務官の方がいらっしゃいますけれども、よろしくお願ひいたします。

〔若壁〕 その点についてちょっと一言。今日のお話させて頂いたことに関連して申し上げると、『明治天皇紀』の編纂資料や関連資料がなぜあのように大量に残つたのかというと、ひとつには先ほどお話ししたしました規則によることと、もう一つはその仕事に対するプライド

にあると思います。つまりプライドを持つて仕事ができるという環境があれば、文書を残すという環境が出来るのではないでしようか。宮内省文書の残存状態を見るにつけ、当時の価値観から考えて、大量に文書が残されていることに納得することができます。それが文書を残す大きなポイントだと思うのです。

〔小池〕 ありがとうございました。そろそろ時間も押し迫つて参りましたが、最後にどなたかお話をいただけませんでしょうか。

〔賴祺一（広島大学大学院文学研究科・文書館設立準備委員会委員長）〕 はい、有川先生にちょっと一つ。まあ来年度からの我々の文書館の立ち上げとも関連するんです。今日のお話で、大学史料室的なものと公文書室的なものは分けた方がいいと。実際九大さんはそういうふうにやつておられるというお話でしたけど、我々はもう今の構想にあるように、もう全く、まあ部屋の機能としては別としても一体化して文書館と称するというような、まあこれはそういう構想の過程でそうならざるを得なかつたというのもあるんですけども、その辺のところをちょっともう少しアドバイスいただけたらと思います。

〔有川〕 これは私よりも新谷先生にお答えいただいた方がいいのかも知れません。私の印象では、九州大学よりも広島大学の考え方、が、一歩進んでいるようにも感じています。つまり、私どもは、大学史料室で文字通り大学に関する歴史的な史料を扱つていますが、講演の中で触れましたように、それを除いた文書は、「文書館」で扱うと

いう方向で検討しています。歴史的な経緯もあり、多分当初は、大学史料室も一緒に含めたものを構想してきたのだと思いますが、どうもうまくいかない。項目がはつきりしないということが一番の問題で、極端な場合、普通の資料も包含して考えますと、図書館にまで繋がつてしまい、切れ目が無くなるというようなことがあつたのではないであります。それで、大学に関する史料は「大学史料室」ということを思ひます。それにすれば、きれいにボンと切れます。そしてある時から、情報公開法の関係もあり、事務局との関係を付けた方がかえつて好都合だとう考へ方になつたようとして、私自身もそれで非常にすつきりしたと思つています。それでは、それ以外の史資料をどうするかということになりますので、私自身の個人的な考へを先ほどは紹介させていただいた次第です。その考へを早急に実現させ、発展させるには、図書館との絡みで考へるのが一番現実的ではないかと思つています。これはここで言つことではなくて、大学に帰つて委員会で話すべきことでござりますが。

【小池】どうもありがとうございます。あの、今のお話に関しまして、広島大学の場合は、図書館、文書館、それから博物館、まあ博物館はまだ構想の段階でございますが、私ども文書館を構想するに当たりまして、一番助かつたなあとということは、図書館との棲み分けができたということです。例えば、広島大学の初代学長森戸辰男氏の文書の整理を、先ほどお話ししされた森邊先生とも一緒にいたしました。しかし、森戸文書は図書館の中に入つたんですね。そうするとやはり、図書館

の中に入つてしまふとやはり文書と図書という違いがござります。その文書と図書の違いがですね、図書館の中で分かる人と分からぬ人がございましたものですから、なかなか文書館を作ることに關して合意が取れなかつたという苦い経験がござります。それがこの一、二年の間にですね、図書システムと文書システムというものの違つて、いうことを、ご理解いただくと同時に、分かつていらつしやる方が中心になられたことで、うまく棲み分けることができました。棲み分けることができるとき同時に、協力体制を作つていくというようなシステムを今後作つていきたいというふうに思つておるところでありまして、そこのやはりこう境界線というものをですね、私としてはやはりある程度明確化させた方がいいのではないかなどというふうに考えております。

【有川】三〇秒ほど補足させてください。私の「私案」では、文書館を図書館の中に位置づけていますが、それは、図書館とは独立した恰好になつています。つまり、ある意味で境界ははつきりしているのです。境界のはつきりしていないものを無理やりどつちかに押し込めるより、ああしておいて、しばらく運用していくと、自然に固まつてくるだらうと思つてゐるわけです。

【小池】ありがとうございました。他に、どなたかいらっしゃいますでしょうか。

「白石」たびたびすみません、白石です。岩壁先生の方にお伺いしたんですが、今日レジュメの終わりの方に、仮に『明治天皇紀』の公開がこれからだつたらばという仮定でちょっとと書かれているんですけども、『孝明天皇紀』の公開のされ方というのをどういうふうに位置づけられるのかというのが質問です。『孝明天皇紀』は、基本的に引用された史料というのは載せてあるという、そういう公開だと思うんですけども、『孝明天皇紀』がもしもこれから公開だという場合に、その公開のされ方がまず変化ありそうなのかどうかですね。墨塗りなり何なり伏せ字なり、それが必要になりそうなのかどうかと。でも、もし必要になりそうだというのであれば、その『孝明天皇紀』が既にそういうオープンな形で公開されているということを、今後の『大正天皇実録』なり『昭和天皇実録』、まあ編纂中ということですが、先例というか、そういうふうに位置づけると、そういうことが可能なのかどうかというところをちょっとお伺いしたいんですけれども。

【岩壁】『孝明天皇紀』がこれから公開されるとすれば、どういうかたちになるかとのご質問と受け止めて回答します。実は昨年戦前に図書寮の編修課が編纂した『天皇皇族実録』を完全なかたちで公開いたしました。これには『孝明天皇紀』とは異なる孝明天皇の実録が含まれています。従つて、これをもつて前近代の天皇の実録については宮内庁として公開する慣行にあるとの判断がなされば、現在でも『孝明天皇紀』は公開されると思います。少なくとも編修課のひとりとして私は公開を主張しますが、実際どうなるかは微妙なところでしよう。

また、今編纂中の『昭和天皇実録』がどのようなかたちで公開されるのかというご質問であれば、現状では『大正天皇実録』の公開が情報公開法の施行令を非常に厳格に適用して行われていますから、今後もこの法体制が統けば『昭和天皇実録』も同様に扱われることは間違いないと思います。しかし私も編修者のひとりですから、個人的には編纂された実録が公にされないというのは残念です。

【小池】ありがとうございました。それでは、大分時間が超過してしまいましたけれども、今日は実り多い時間でした。最後に閉会の辞を、文書館設立準備委員会委員長の頼先生の方からお願ひしたいと思います。お願いします。

閉会あいさつ

頼 祥一

それでは、ここでやらしていただきますけれども、来年度から広島大学も文書館を立ち上げるということを全学的にお約束いただいて、私も広島大学の二十五年史というものの編纂の責任者じやないですけども、中心になつてやつて、それでたまたまずっとといるものですから五十年史も、お前やれと前学長から言われましてですね。まあ前の学長さんの判断では、もう部局史なんか作らんでいいと、全学の移転の経過記録みたいなものを作つてるし、まあ統合移転までのその後の歴史を簡単にまとめて、君なら二、三ヶ月でやれるだろうというような